⑵⑹　主要な経営指標等の推移

最近２事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては４事業年度）に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

ａ　売上高

ｂ　当期純利益金額又は当期純損失金額

ｃ　純資産額

ｄ　総資産額

ｅ　１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（財務諸表等規則第95条の５の２第１項の規定により注記しなければならない１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）

⑵⑹　［同左］

ａ　最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度。）に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

(a)　売上高

(b)　経常利益金額又は経常損失金額

(c)　当期純利益金額又は当期純損失金額

(d)　資本金

(e)　発行済株式総数

(f)　純資産額

(g)　総資産額

(h)　１株当たり純資産額（財務諸表等規則第68条の４第１項の規定により注記しなければならない１株当たり純資産額をいう。）

(i)　１株当たり配当額（会社法第453条の規定に基づき支払われた剰余金の配当（同法第454条第５項に規定する中間配当の金額（ｂにおいて「中間配当額」という。）を含む。）をいう。）

(j)　１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（財務諸表等規則第95条の５の２第１項の規定により注記しなければならない１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）

(k)　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（財務諸表等規則第95条の５の３第１項に規定する潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額をいう。）

(l)　自己資本比率（純資産額から財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）

(m)　自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額から財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。）

(n)　株価収益率（貸借対照表日における株価（当該株価がない場合には、貸借対照表日前直近の日における株価）を１株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。）

(o)　配当性向（１株当たり配当額を１株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。）

(p)　営業活動によるキャッシュ・フロー

(q)　投資活動によるキャッシュ・フロー

(r)　財務活動によるキャッシュ・フロー

(s)　現金及び現金同等物の期末残高

(t)　従業員数

ｂ　ａ(i)に掲げる１株当たり配当額の記載に併せて、１株当たり中間配当額を内書きとして記載すること。